

医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の算定について

当院では、医療DX推進体制整備について以下のとおり対応します。

医療DX推進体制加算：初診時9点（月1回）

医療情報取得加算：初診時及び再診時（3ヶ月に1回）1点

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については導入未定です。（令和7年9月30日までの経過措置）
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は処置室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しています。